

国立大学法人滋賀医科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については本学役員給与規程により「その者の業績に応じ、増額し、又は減額することができる」としているが、平成18年度については、経営協議会において業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告に準拠して平成18年4月1日付けで基本給月額については6.7%引き下げを行い、地域手当については、3%から4%に引き上げた。なお、基本給月額については、平成18年3月31日に受けていた額を保障し、支給した。
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	人事院勧告に準拠して平成18年4月1日付けで基本給月額については6.7%引き下げを行い、地域手当については、3%から4%に引き上げた。 ただし、監事については、平成18年4月1日付けで就任したため、基本給月額の保障は行っていない。
監事(非常勤)	人事院勧告に準拠して平成18年4月1日付けで日給額については6.7%引き下げを行ったが、平成18年3月31日に受けていた額を保障し、支給した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,635	千円 12,780	千円 5,344	千円 511 (地域手当)		
理事 (4人)	千円 64,669	千円 43,980	千円 18,392	千円 1,759 (地域手当) 538 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円 11,648	千円 8,736	千円 2,431	千円 349 (地域手当) 132 (通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円 ()		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
理事 (非常勤)					該当者なし
監事	2,340	2 0	18.3.31	-	役員退職手当規程で、役員としての在職期間における業績に応じ、これを増額し、又は減額することができるとしているが、増減額は行っていない。
監事 (非常勤)					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置を行うとともに、経営収益に見合った人件費の設定を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合させるため、人事院勧告を受けて決定される国家公務員の給与水準を十分に考慮することとしている。また、他の国立大学法人の給与水準も参考とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の成績率の判定及び昇給、昇格の実施にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則、職員が昇給日(1月1日)前の1年間において良好以上の成績で勤務したとき、その勤務成績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。昇給の号俸数は、良好な成績で勤務した職員の号俸数を3号俸とし、極めて良好な成績で勤務した者の号俸数は、7号俸以上とする。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、かつ当法人が定める昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年4月1日付け給与等の改正

人事院勧告に準拠して基本給月額等を改正した。

1. 基本給表及び基本給制度の見直し

(1) 基本給表の改定

基本給月額を全体として4.8%(0.0%~7.0%)引き下げた。

(若年層については、引き下げは行わず、中高年齢層については、最大7%引き下げた。

ただし、平成18年3月31日に受けていた基本給月額を保障し、支給した。

(2) 級俸構成の再編

一般職基本給表(一) (級の統合及び分割により11級制を10級制へ)

一般職基本給表(二) (級の統合により6級制を5級制へ)

教育職基本給表 (級の分割により5級制を6級制へ)

現行の号俸を4分割した。

一般職基本給表(一) 3級1号俸 2級1号俸~4号俸

基本給の調整額を基本給に応じて引き下げた。

ただし、平成18年3月31日に受けていた基本給の調整額を保障し、支給した。

2. 勤務実績の給与への反映

(1) 勤務成績に基づく昇給制度の導入

特別昇給と普通昇給を統合するとともに、昇給の区分を5段階(A~E)設けることで、教職員の勤務成績が昇給に反映される仕組みとした。

昇給時期の統一

昇給時期を年4回から年1回、1月1日に統一し、昇給のための勤務成績判定期間を前年の1月1日から12月31日までとした。

ただし、平成19年1月1日の昇給に関しては、勤務成績の判定期間を平成18年4月1日~12月31日までとした。

昇給区分・昇給号俸数

A（極めて良好）	7号俸以上
B（特に良好）	5号俸
C（良好）	3号俸（特定教職員（管理職層）は2号俸）
D（やや良好でない）	1号俸
E（良好でない）	昇給なし

ただし、平成19年1月1日の昇給に関しては、勤務成績の判定期間が9ヶ月であることから、昇給号俸数を以下のとおりとし、また、昇給区分については、一般教職員（特定教職員以外）を3段階で区分で行った。

特定教職員（管理職層）

A	5号俸以上
B	3号俸
C	1号俸
D	昇給なし
E	昇給なし

一般教職員（特定教職員以外）

特に良好	5号俸以上
良好	2号俸
良好であると認められない	1号俸又は0号俸

枠外昇給制度の廃止

各職務の級における最高号俸に達した教職員も良好な勤務成績を挙げれば最高号俸を超えた基本給月額に決定できる枠外昇給制度を廃止した。

55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入

55歳昇給停止措置は廃止し、55歳以上の教職員が良好な成績で勤務した場合に昇給幅を通常の教職員の半分に抑制する制度を導入した。

(2) 勤勉手当について

期末・勤勉手当を年間0.05月分増額した。(年間4.4月分 4.45月分)

(3) 地域手当について

地域手当の支給率を引き上げた。(3% 4%)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 748	歳 41.5	千円 6,333	千円 4,623	千円 97	千円 1,710
事務・技術	人 158	歳 45.7	千円 6,139	千円 4,477	千円 143	千円 1,662
教育職種 (大学教員)	人 244	歳 46.8	千円 8,478	千円 6,190	千円 98	千円 2,288
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 247	歳 32.1	千円 4,480	千円 3,269	千円 40	千円 1,211
技能・労務職種	人 27	歳 49.8	千円 5,510	千円 4,053	千円 173	千円 1,457
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医療技術職員)	人 70	歳 43.5	千円 6,112	千円 4,469	千円 157	千円 1,643
その他の医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	110	31.9	3,456	3,215	71	241
事務・技術	5	42.1	3,129	2,284	123	845
教育職種 (大学教員)	4	40.8	5,505	4,016	44	1,489
医療職種 (病院医師)	88	30.8	3,221	3,221	60	
医療職種 (病院看護師)	3	40.8	4,516	3,284	38	1,232
医療職種 (医療技術職員)	9	27.9	3,473	2,564	179	909
寄附講座教員	1					

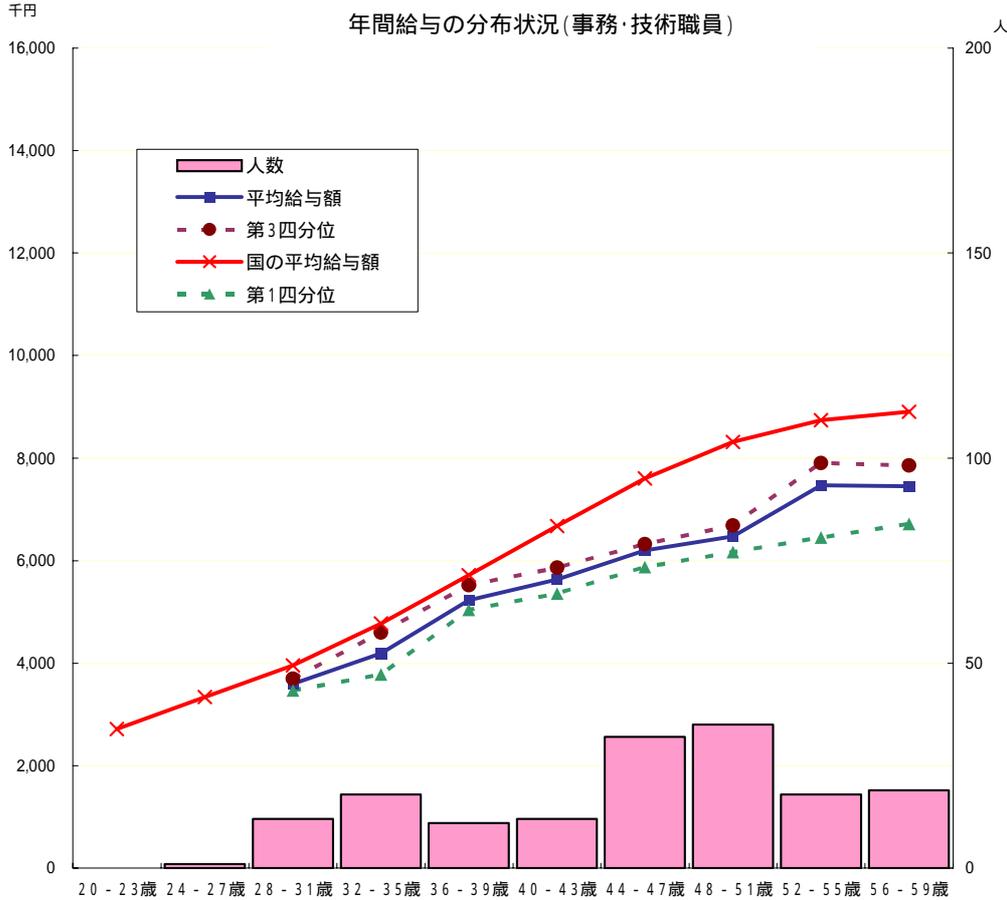
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職種とは、自動車運転手、ボイラ技士、電工、調理師、実験助手、医療機器操作員をいう。

注3:非常勤職員の寄附講座教員とは、民間等からの外部資金により設置された講座等へ特別に招へいし、雇用した教員をいう。

注4:常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他の医療職種(看護師)及び寄附講座教員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

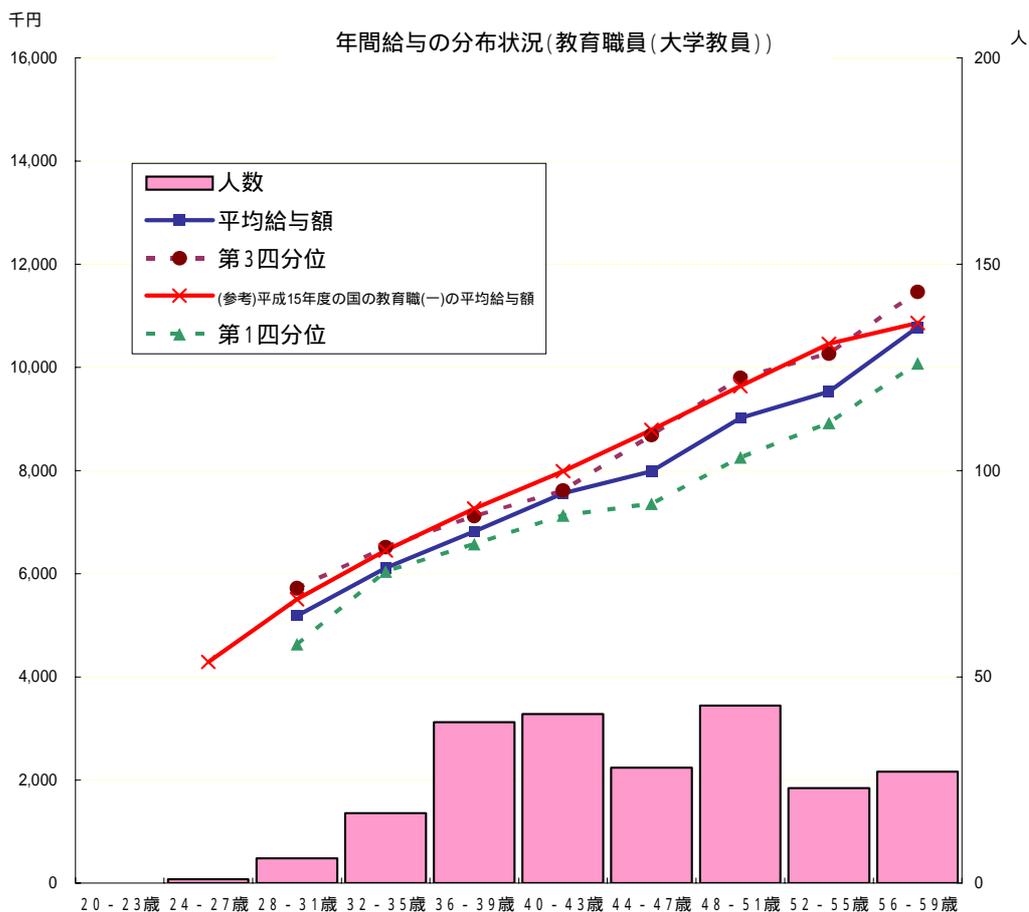
注2: 年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
副病院長	1		-	-	-	-	-
調査役	1		-	-	-	-	-
課長	6	54.3	8,593	9,075	9,455		
課長補佐	10	56.1	7,413	7,594	7,854		
係長	63	49.9	6,192	6,471	6,711		
主任	44	45.2	5,562	5,796	6,091		
係員	33	33.2	3,577	3,967	4,330		

注1: 「副病院長」及び「調査役」は、部長相当職である。「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

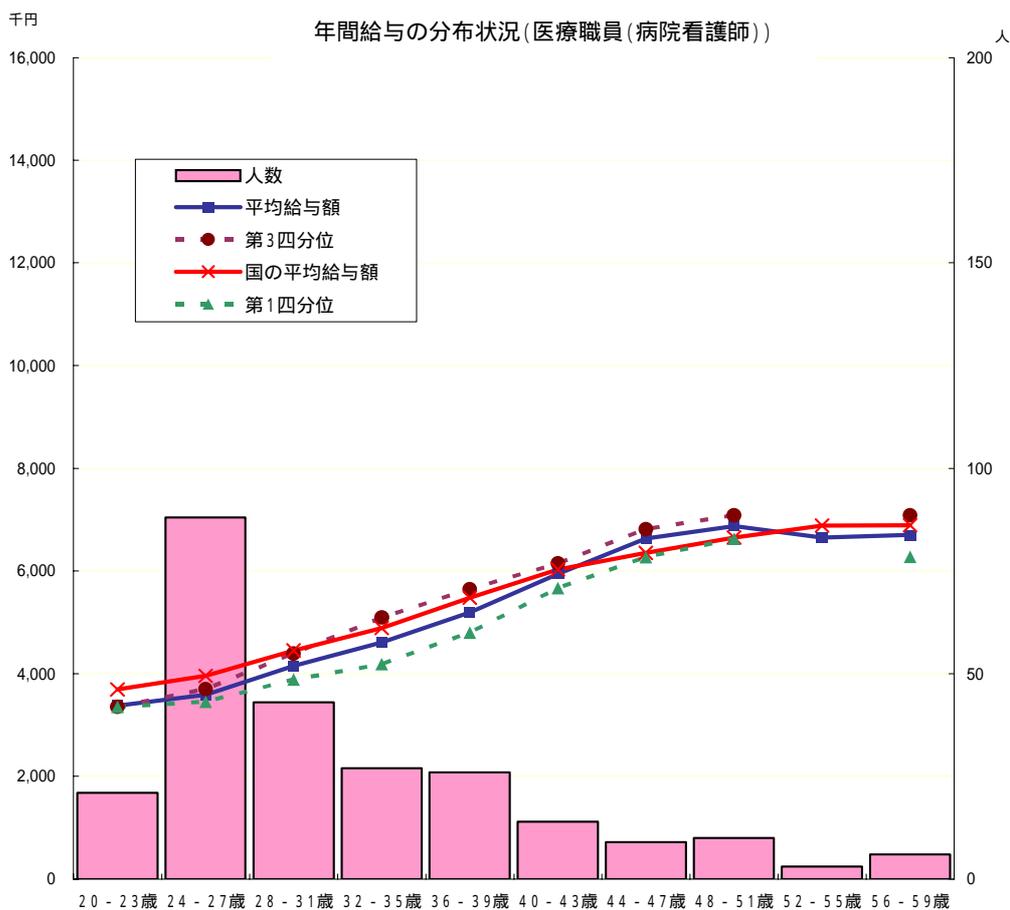
注2: 副病院長及び調査役の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。



注:年齢24~27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	55	57.0	10,549	11,096	11,878		
准教授	44	50.5	8,950	9,165	9,530		
講師	30	46.6	8,059	8,419	8,937		
助教	105	40.5	6,658	6,905	7,334		
助手	10	40.1	4,654	5,372	6,101		



注:年齢52～55歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1		-	-	-	-	-
副看護部長	3	44.2	-	-	6,943	-	-
看護師長	21	45.1	5,969	6,350	6,350	6,991	6,991
副看護師長	45	40.2	5,194	5,694	5,694	6,155	6,155
看護師	177	28.2	3,452	3,838	3,838	4,087	4,087

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護士)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	部長	部長	部長 課長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	158	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	4 (2.5%)	9 (5.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	59 46	59 54
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	7,134 6,747	6,299 5,138
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	9,630 9,228	8,593 7,254

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	(158)	14 (8.9%)	96 (60.8%)	27 (17.1%)	6 (3.8%)
年齢(最高 ~最低)		59 49	59 34	48 30	35 27
所定内給 与年額(最高 ~最低)		5,597 4,884	5,057 3,454	3,781 2,570	2,692 2,218
年間給与 額(最高 ~最低)		7,904 6,781	6,949 4,790	5,174 3,513	3,564 3,030

注: 8級及び7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	244	該当者なし (%)	55 (22.5%)	44 (18.0%)	30 (12.3%)	115 (47.1%)	
年齢(最高 ~最低)			64 43	64 35	64 33	60 27	
所定内給 与年額(最高 ~最低)			9,330 5,575	7,481 4,652	6,694 4,696	5,818 3,142	
年間給与 額(最高 ~最低)			12,784 7,922	10,266 6,550	9,211 6,463	7,844 4,196	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師
人員 (割合)	247	該当者なし (%)	該当者なし (%)	2 (0.8%)	18 (7.3%)	50 (20.2%)	177 (71.7%)
年齢(最高 ~最低)					59 38	57 30	57 23
所定内給 与年額(最高 ~最低)					5,287 3,713	5,078 3,166	4,675 2,428
年間給与 額(最高 ~最低)					7,298 5,194	7,087 4,407	6,357 3,318

区分	計	1級
標準的な職位		准看護師
人員 (割合)	(247)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		
所定内給 与年額(最高 ~最低)		
年間給与 額(最高 ~最低)		

注:5級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)~最低」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		61.5	66.0	63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		38.5	34.0	36.2
	最高～最低	49.0～32.1	45.1～29.3	47.0～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.1	69.3	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		33.9	30.7	32.2
	最高～最低	40.7～31.4	37.5～28.6	35.8～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.0	68.9	67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.0	31.1	32.5
	最高～最低	40.5～32.5	37.3～29.6	38.8～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.0	69.4	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.0	30.6	32.2
	最高～最低	40.7～31.6	37.5～28.7	35.8～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		65.1	68.6	66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.9	31.4	33.1
	最高～最低	40.7～32.5	37.5～29.1	39.0～30.8

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.1
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	97.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	93.5
------------------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	98.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 94.1

総人件費について

区分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,120,279	6,137,899	17,620 (0.3%)	96,463 (1.6%)
退職手当支給額 (B)	319,798	331,978	12,180 (3.7%)	94,251 (22.8%)
非常勤役員等給与 (C)	1,708,878	1,411,968	296,910 (21.0%)	604,831 (54.8%)
福利厚生費 (D)	962,622	929,980	32,642 (3.5%)	67,705 (7.6%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,111,577	8,811,825	299,752 (3.4%)	481,822 (5.6%)

注：「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額 退職(定年等)等の人事異動に伴う人件費の減(17,143千円)
常勤教員の人件費増(72,875千円)、常勤職員の人件費増(47,354千円)
台帳外職員への人件費の減(120,706千円)
- ・退職手当支給額 退職教職員の減(9,840千円)、退職役員員の減(2,340千円)
- ・非常勤役員等給与 病院職員の増員による増(114,232千円)、台帳外職員人件費の増(120,706千円)
- ・福利厚生費 常勤教職員の人件費増に伴う法定福利費の増(20,188千円)、
非常勤教職員の人件費増に伴う法定福利費の増(11,883千円)、
法定外福利費の増(571千円)

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

中期目標における人件費削減の取組状況

- ・総人件費改革の実行計画に取り組みため、経営担当理事の下にタスクフォースを立ち上げ、実施期間(18年度~22年度)に係る実行計画表を作成し、人件費削減の取り組みを行う。

中期計画における人件費削減の取組状況

- ・大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置、需要に適合した人員配置を行い、教育・研究・診療の効率化を図るとともに経営収益に見合った人件費の設定を行い、事務の効率化及び合理化に取り組む。また、業務内容等(経営効率、人事管理等)を分析・検討を行い、段階的にアウトソーシングの拡大を図り、平成18年度については概ね0.2%以上の削減に取り組み、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

人件費削減の取組の進捗状況

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額	6,137,899千円
当年度(平成18年度)給与、報酬等支給総額	6,120,279千円
当年度(平成18年度)までの人件費削減率	0.3%

・総人件費改革の基準となる年度（平成17年度）の人件費予算相当額及び当年度の給与、報酬等支給総額人件費の削減率（対人件費予算相当額）	
当年度（平成18年度）の「給与、報酬等支給総額」	6,120,279千円
基準年度（平成17年度）の「人件費予算相当額」	6,346,114千円
人件費の削減率（対人件費予算相当額）	3.6%

法人が必要と認める事項

特になし